

厚生労働大臣が定める揭示事項

I 関東信越厚生局長への届出事項

当院では、関東信越厚生局長に、下記の届出を行っています。

1 入院基本料について

B. C. D病棟において『療養病棟入院基本料1』の届出を行っております。

A病棟において『回復期リハビリテーション病棟入院料2』の届出を行っております。

E病棟において『地域包括ケア病棟入院料2』の届出を行っております。

F病棟において『障害者施設等入院基本料』の届出を行っております。

☆当院の医療療養病棟 **B病棟 (57床)** では、1日18人以上の看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）が勤務しています。なお、時間帯の配置は次の通りです。

① 8時30分から17時00分まで、看護要員1人あたりの受け持ち患者数は5人以内です。

② 17時00分から翌8時30分まで、看護要員1人あたりの受け持ち患者数は19人以内です。

※土曜・日曜・祝日については異なります。

☆当院の医療療養病棟 **C病棟 (57床)** では、1日18人以上の看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）が勤務しています。なお、時間帯の配置は次の通りです。

① 8時30分から17時00分まで、看護要員1人あたりの受け持ち患者数は5人以内です。

② 17時00分から翌8時30分まで、看護要員1人あたりの受け持ち患者数は19人以内です。

※土曜・日曜・祝日については異なります。

☆当院の医療療養病棟 **D病棟 (57床)** では、1日18人以上の看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）が勤務しています。なお、時間帯の配置は次の通りです。

① 8時30分から17時00分まで、看護要員1人あたりの受け持ち患者数は5人以内です。

② 17時00分から翌8時30分まで、看護要員1人あたりの受け持ち患者数は19人以内です。

※土曜・日曜・祝日については異なります。

☆当院の回復期リハビリテーション病棟 **A病棟 (41床)** では、1日14人以上の看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）が勤務しています。なお、時間帯の配置は次の通りです。

① 8時30分から17時00分まで、看護要員1人あたりの受け持ち患者数は6人以内です。

② 17時00分から翌8時30分まで、看護要員1人あたりの受け持ち患者数は14人以内です。

※土曜・日曜・祝日については異なります。

☆当院の地域包括ケア病棟 **E病棟 (42床)** では、1日16人以上の看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）が勤務しています。なお、時間帯の配置は次の通りです。

① 8時30分から17時00分まで、看護要員1人あたりの受け持ち患者数は5人以内です。

② 17時00分から翌8時30分まで、看護要員1人あたりの受け持ち患者数は14人以内です。

※土曜・日曜・祝日については異なります。

☆当院の障害者施設病棟 **F病棟 (57床)** では、1日20人以上の看護要員（看護師、准看護師、看護補助者）が勤務しています。なお、時間帯の配置は次の通りです。

① 8時30分から17時00分まで、看護要員1人あたりの受け持ち患者数は5人以内です。

② 17時00分から翌8時30分まで、看護要員1人あたりの受け持ち患者数は19人以内です。

※土曜・日曜・祝日については異なります。

※17時00分から翌8時30分まで、受け持ち患者数は療養病棟全体で計算しております。

2 基本診療科の施設基準等に係る届出

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準 ・医療 DX 推進体制整備加算 ・療養病棟入院基本料 1
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 2 ・地域包括ケア病棟入院料 2 ・障害者施設等入院基本料
- ・診療録管理体制加算 3 ・特殊疾患施設管理加算 ・療養環境加算 ・療養病棟療養環境加算 1 ・医療安全体制加算 2
- ・感染対策向上加算 3 ・患者サポート体制充実加算 ・後発医薬品使用体制加算 1 ・データ提出加算 ・入退院支援加算
- ・認知症ケア加算

3 特掲診療科の施設基準等に係る届出

- ・二次性骨折予防継続管理料 2 ・二次性骨折予防継続管理料 3 ・薬剤管理指導料 ・医療機器安全管理料 1
- ・検体検査管理加算 (I) ・CT 撮影及び MRI 撮影 ・脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- ・運動器リハビリテーション料 (I) ・呼吸器リハビリテーション (II) ・摂食嚥下機能回復体制加算 3
- ・集団コミュニケーション療法料 ・輸血管理料 2 ・輸血適正使用加算 ・外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- ・入院ベースアップ評価料 24

4 入院時食事療養 (I) を算定すべき食事療養の基準に係る届出

当院では、入院時食事療養 (I) 及び入院時生活療養 (I) の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については 18 時以降)、適温で提供しています。

5 入院の付き添いについて

当院では、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている医療機関です。従いまして、入院患者様のご負担による付添看護は行っておりません。

6 入院診療計画及び院内感染防止等について

当院では、ご入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を作成し、7 日以内に文書にてお渡ししております。

当院では、院内感染防止・医療安全・褥瘡対策のために指針を定め、感染部署職員により月 1 回程度、定期的に委員会を開催し、対策に努めております。また、院内感染防止のため、各病室に消毒液等設置する対策を講じております。

7 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細の発行について

当院では領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書 (外来・入院医療費明細書) を発行することとしております。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されておりますので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、窓口までその旨申しつけ下さい。

II 保険外負担に関する事項

※表示金額は税抜き金額となります

品名	単位	金額	内容
テレビ貸出料	1 日につき	200 円	テレビが視聴できます
冷蔵庫貸出料	1 日につき	200 円	冷蔵庫が使用できます
荷物預かり料	1 月につき	2000 円	患者様の私物の預かり料 (床頭台以外の物)
ひげそり代	1 本につき	70 円	ひげそりの際の剃刀代
イヤホン	1 個につき	90 円	テレビに接続します
マスク、N95 マスク	1 枚につき	50 円・91 円	不織布マスク・N95 マスク
耳栓	1 個につき	50 円	耳栓
差額ベット代 (個室代)	1 日につき	3000 円・5000 円	A 病棟 5 室 (5,000 円) B~F 病棟 20 室 (3,000 円)
各種書類代 (文書料)	1 通につき	500 円~1000 円	各種診断書、証明書等
院外他科受診送迎代	10k m 迄以後 10k m 毎	200 円	ガソリン代 (高速代が別途かかります)

当院では、下記の事項におきまして、その使用量や利用回数に応じた自費のご負担をお願いしております。なお、衛生材料等の治療 (看護) 行為及びそれに密接に関連した『サービス・物』につきましては、費用の徴収は一切行っておりません。

食事代の標準負担額（1食あたり）

食事療養標準負担額 ※2						
区 分				食事代（1食）		
				令和7年 3月31日以前	令和7年 4月1日以降	
課税世帯				490円	510円	
非課税世帯 ※1	70歳未満	過去12カ月の 入院日数	90日まで	230円	240円	
			91日目から	180円	190円	
	70歳以上	低所得Ⅱ	過去12カ月の 入院日数	90日まで	230円	240円
				91日目から	180円	190円
		低所得Ⅰ			110円	110円

生活療養標準負担額（療養病床の65歳以上の人のみ） ※2						
区 分				食事代（1食）		
				令和7年 3月31日以前	令和7年 4月1日以降	
課税世帯	医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ ※3			① 490円 ② 450円 ※4	① 510円 ② 470円 ※4	
非課税世帯 ※1	65歳以上～70歳未満	医療区分Ⅰ		230円	240円	
		医療区分Ⅱ・Ⅲ	90日まで	230円	240円	
	91日目から		180円	190円		
	70歳以上	低所得Ⅱ	医療区分Ⅰ		230円	240円
			医療区分Ⅱ・Ⅲ	90日まで	230円	240円
		91日目から		180円	190円	
		低所得Ⅰ	医療区分Ⅰ		140円	140円
医療区分Ⅱ・Ⅲ			110円	110円		

※1 低所得者Ⅱは住民税非課税世帯、低所得者Ⅰは住民税非課税世帯であり、各所得もすべて無い世帯となります。

※2 指定難病患者等については、別に特例措置が設けられています。

※3 医療区分Ⅱ・Ⅲは入院医療の必要性が高い人。医療区分Ⅰはそれ以外。

※4 ①は管理栄養士等による適温食事提供等を満たす保険医療機関、②はそれ以外。

※入院医療の必要性が高い方（人工呼吸器・静脈栄養等が必要な方や難病の方等）は、65歳以上でも左（64歳までの方）と同じ食事代が適用されます。